〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月３０日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　社会医療法人 清光会

①　□ 財団　　■ 社団（■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　■ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

□ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　主たる事務所　岐阜県瑞穂市重里 1996 番地

従たる事務所　岐阜県岐阜市川部三丁目 25 番地

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　昭和６３年７月２７日

(4) 設立登記年月日　　昭和６３年８月　９日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	名和　隆英	
副理事長	越路　正敏	
副理事長	名和　志津子	
理事	千田　美穂子	診療所、介護老人保健施設管理者
同	松本　和	病院長
同	名和　由美子	
同	名和　麻由子	
同	木野村　祐二朗	
同	廣瀬　美知雄	
同	藤村　一行	
同	伊藤　稔子	
同	田中　俊樹	
同	浅野　三千代	
同	坪内　貴志	
監事	西島　実恵	
同	安藤　亮介	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
病　院	岐阜清流病院	~~01-1241-0~~ 2110112410	岐阜県岐阜市川部三丁目 25 番地	一般病床 308 床 療養病床 55 床
診療所	名和内科	~~32-0023-8~~ 2113200238	岐阜県瑞穂市重里 2005 番地	一般病床　2 床
介護老人保健施設	巣南ﾘﾊﾋﾞﾘｾﾝﾀｰ	215 078 0019	岐阜県瑞穂市重里 1996 番地	入所定員 120 名 通所定員 100 名

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備考
介護相談センター清流	岐阜県岐阜市川部三丁目 25 番地	
介護支援センター巣南	岐阜県瑞穂市重里 1996 番地	
巣南デイサービスセンター	岐阜県瑞穂市重里 1996 番地 岐阜県瑞穂市別府字堤内五ノ町 1277 番地 1	
訪問介護センター巣南	岐阜県瑞穂市重里 2011 番地	
訪問介護センター清流	岐阜県瑞穂市本田 908 番地 1	
訪問看護ステーション	岐阜県岐阜市川部三丁目 25 番地	
医療型サービス付き高齢者住宅巣南	岐阜県瑞穂市重里 2011 番地	
住宅型有料老人ホームグランフォート清流	岐阜県瑞穂市本田 908 番地 1	

● 注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年９月２５日　　定時社員総会　令和７年６月期決算の決定

令和７年１２月２２日　　臨時社員総会　理事一名選任の件
令和８年　２月１２日　　臨時社員総会　定款一部変更の件
令和８年　６月１８日　　臨時社員総会　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注）１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

該当なし

様式２６－３

法人名　社会医療法人　清光会
所在地　岐阜県瑞穂市重里1996番地

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和8年6月30日現在）

１．資　産　額　5,487,526 千円
２．負　債　額　2,214,835 千円
３．純　資　産　額　3,272,691 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		2,427,046
B 固定資産		3,060,480
C 資産合計	（A＋B）	5,487,526
D 負債合計		2,214,835
E 純資産	（C－D）	3,272,691

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式２６－１－１（新法：病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人）

法人名　社会医療法人　清光会　　※医療法人整理番号

所在地　岐阜県瑞穂市重里1996番地

貸借対照表

（令和8年6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	2,427,046	**Ⅰ 流動負債**	697,197
現金及び預金	1,059,860	買掛金	119,260
事業未収金	1,191,238	一年以内返済借入金	145,836
たな卸資産	76,783	未払金	15,059
奨学金	67,726	未払費用	348,014
前払費用	30,700	未払法人税等	172
未収入金	240	未払消費税等	5,661
その他の流動資産	7,640	預り金	7,429
貸倒引当金	△ 7,141	仮受金	39
Ⅱ 固定資産	3,060,480	賞与引当金	55,719
１有形固定資産	2,766,145	前受金	8
建物	1,904,882		
構築物	23,740		
医療用器械備品	229,799	その他の流動負債	
その他の器械備品	21,381	**Ⅱ 固定負債**	1,517,638
車両及び船舶	2,252	長期借入金	1,298,580
土地	390,733	退職給付引当金	219,058
一括償却資産	12,958		
その他の有形固定資産	180,400		
２無形固定資産	43,948	その他の固定負債	
借地権	13,379	負債合計	2,214,835
ソフトウェア	29,752	純資産の部	
その他の無形固定資産	817	科目	金額
３その他の資産	250,387	**Ⅰ 資本剰余金**	5,000
有価証券	13,583	**Ⅱ 利益剰余金**	
出資金	12	１代替基金	
生命保険積立金	188,655	２その他利益剰余金	3,267,691
投資資産	34,658	別途積立金	1,000,000
その他の固定資産	13,479	繰越利益剰余金	2,267,691
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		Ⅳ 基金	
		純資産合計	3,272,691
資産合計	5,487,526	負債・純資産合計	5,487,526

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式２６－２－１（病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人）

法人名　社会医療法人 清光会　　※医療法人整理番号

所在地　岐阜県瑞穂市重里1996番地

損　益　計　算　書

（自　令和7年7月1日　　至　令和8年6月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		6,592,116
2 事業費用		
(1)事業費	6,117,064	
(2)本部費	140,996	6,258,060
本来業務事業利益		334,056
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		363,099
2 事業費用		348,844
附帯業務事業利益		14,255
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		2,312
2 事業費用		10,822
収益業務事業利益		△ 8,510
事業利益		339,801
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	2,502	
その他の事業外収益	60,990	63,492
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	14,219	
その他の事業外費用	229,530	243,749
経常利益		159,544
Ⅳ 特別利益		
有価証券売却益	392	
その他の特別利益	207,833	208,225
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純利益		367,769
法人税・住民税及び事業税		172
法人税等調整額		
当期純利益		367,597

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名　社会医療法人　清光会

所在地　岐阜県瑞穂市重里1996番地

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	名和　志津子		理事	賃借料の支払	11,400	地代家賃	
役員	名和　由美子		理事	賃借料の支払	3,000	地代家賃	
	名和　幸夫			賃借料の支払	240	地代家賃	

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

監　事　監　査　報　告　書

社会医療法人清光会
理事長　名和隆英　　殿

私たちは、社会医療法人清光会の令和７年会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年９月９日
社会医療法人清光会

監事　西島実恵

監事　安藤亮介